

## 年金法令・制度運営（問題）

問題 1 . 次の空欄に入る語句、数値あるいは記号を答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。（40点）

- (1) 厚生年金基金において次のいずれかに該当するときは、給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更に際し、C に該当する場合は、少なくとも（ ）年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の（ ）を保証する経過措置を設けており、かつ A 及び B のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は（ ）の計算に用いる（ ）は、給付設計の変更前後で同一のものをを用いること。
- A . 給付設計の変更前後の（ ）が減少する場合  
B . 一部の加入員又は受給者等について、当該者に係る（ ）が給付設計の変更によって減少する場合  
C . 各加入員又は各受給者等の（ ）が減少する場合
- (2) 厚生年金基金設立認可基準取扱要領によると、加算年金の給付に保証期間を設ける場合、年数によるときは（ ）年以下とし、年齢によるときは（ ）歳以下としなければならない。なお、年齢によるときであっても年数が（ ）年を超えてはならない。
- (3) 厚生年金基金において老齢年金給付の支給義務を厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）に移転すべき中途脱退者の範囲は、加入員期間（ ）年未満の範囲内で、規約で定めなければならない。この場合において、加入員期間（ ）年未満の者（厚生年金保険法附則第 30 条第 1 項の規定による認可を受けた基金の中途脱退者を除く。）は、一律に移転するものとする。また、加入員期間（ ）年以上（ ）年未満の者または一定年齢以上の高齢者については、老齢年金給付の支給義務を連合会に移転することについて本人が同意しない場合を除き、中途脱退者とする事ができる。
- (4) 確定給付企業年金実施事業所の事業主は、（ ）給付金及び（ ）の給付を行わなければならない。また、事業主は、規約で定めるところにより前出の給付に加え、（ ）給付金もしくは（ ）給付金の給付を行うことができる。

(5) 確定給付企業年金において、次の事由A～Eのうち( )と( )は財政再計算に該当しない。なお、事由A～Eのいずれも掛金の額に係る規約の変更が必要な場合であるものとする。

- A. 加入者の資格又は給付の設計を変更する場合
- B. 決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回った場合
- C. 決算において積立金の額が最低積立基準額の90%を下回った場合
- D. 決算において積立金の額が積立上限額を上回った場合
- E. 企業年金基金を合併する場合(合併により企業年金基金を設立する場合は除く。)

(6) 適格退職年金制度の加入資格は、年齢若しくは勤続期間またはこれらの組合せによる客観的基準により定めることを要するが、著しく( )または長期の勤続期間により定めることはできない。加入資格が企業の実情に即しない場合には、その取得期間(年齢)を延長(引上げ)することができるが、この場合、受給資格または給付額について加入者の( )を侵害することとなるときは、当該( )のある者を加入者から除外してはならないものとする。この、加入資格が企業の実情に即しない場合とは、例えば次のような場合である。

- A. ( )に大幅な変化があったとき。
- B. 年金制度になじまない( )または若年者を加入者としているとき。
- C. 退職金規程の改訂により( )への給付がなくなったとき。
- D. 年金制度の( )(例えば一律定額給付を勤続(加入)期間別給付に変更すること等をいう。)により変更するとき。

(7) 確定拠出年金(DC)の運営管理機関は、運用方法(運用商品)について、規約で定めるところに従って、少なくとも( )以上を選定し、加入者等に提示しなければならないことになっている。この場合において、その提示する運用方法のうちいずれか1以上のものは、( )が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

(8) 厚生年金保険制度において老齢厚生年金の新規裁定者の年金改定は一人あたりの手取り( )上昇率をもとに再評価により行われる。既裁定者の年金改定は( )上昇率をもとに行われる。

(9) 国民年金の第3号被保険者とは第( )号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者である。

(10) 複数事業主制度の退職給付会計にあたり、( )の厚生年金基金を採用している場合のように、自社の拠出に対応する( )の額を合理的に計算することができないときには、当該制度への要拠出額を( )として処理することになる。

なお、この場合であっても( )の額の( )が必要であることから、例えば制度の掛金拠出割合、加入人数もしくは給与総額のような指標の比率によって、配分するものとする。

また、当該複数事業主制度を採用している企業の当該制度以外の( )については、本来の取扱いを行うことに留意する必要がある。

(11) 退職給付会計における過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理年数は、各企業ごとに( )以内の一定年数として選択されるものであり、基本的には( )の原則を適用して毎期同一のものとする必要がある。したがって、償却年数を変更することは、原則として一定期間ごとに行われる人員統計的な基礎率の変更時期を除き、( )の変更にあたるものと考えられる(これは会計基準変更時差異の費用処理年数についても適用される)。

なお、退職従業員に係る過去勤務債務については、定められている年数に関わらず、発生時にその全額を費用処理することが望ましいものとする。

また、過去勤務債務の発生額やその残高が少額(例えば、当年度の( )の額以下)である場合にも、一般的な( )の原則の適用により、一括で費用処理することができるものとする。

(12) 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金から支給される年金については、公的年金と同様に( )として課税される。課税の仕組みとしては、年間受給額から(確定給付企業年金及び適格退職年金については( )相当分を除き)まず( )控除額を控除し、さらに一般の給与所得者と同様に各種所得控除額(老年者控除、配偶者控除、基礎控除等)を控除した残額に所得税が課せられる。

一方、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金から支給される脱退一時金や選択一時金などの退職に起因して支払われる一時金給付は、退職所得として課税される。課税の仕組みとしては、当該一時金支給額から(確定給付企業年金及び適格退職年金については( )相当分を除き)( )控除額を控除した額の( )分の1に対して所得税が課せられる。

(13) 次の文章は、日本年金数理人会「倫理規範」の遵守義務に係る条文である。

会員は、年金数理業務の遂行に当たって、関係法令及び本会定款並びに本会が定める規則、( )を遵守しなければならない。

問題 2 . ある厚生年金基金は、平成 1 4 年度の財政検証の結果、継続基準に抵触して財政計算を行った。以下に示す情報を基に、加算部分の規約上掛金率の算定結果を、その計算過程とともに記述せよ。なお規約上掛金率は、今回算定しなおした標準掛金及び特別掛金の数理上掛金率を四捨五入して定めるものとする(特別掛金率のみならず標準掛金率も洗い替えること)。解答は指定の解答用紙 1 枚以内に記入のこと。( 1 0 点)

平成 1 4 年度貸借対照表

純資産額	11,495,000 (千円)
特別掛金収入現価	1,590,000 (千円)
数理債務	14,285,000 (千円)
うち加算部分数理債務	4,005,000 (千円)
基本金(不足金合計)	1,200,000 (千円)

決算時の加算部分数理債務の明細

将来加入員給付現価	440,000 (千円)
現在加入員給付現価	2,800,000 (千円)
うち将来分給付現価	730,000 (千円)
受給権者給付現価	2,000,000 (千円)
将来加入員給与現価	35,000,000 (千円)
現在加入員給与現価	60,000,000 (千円)
標準掛金収入現価	1,235,000 (千円)

平成 1 4 年度決算諸数値

基本部分特別掛金率(規約上)	0 (%)
加算部分特別掛金率(規約上)	30 (%)
予定償却期間	15 年 0 月
責任準備金調整額	1,600,000 (千円)

財政計算にあたって前もって定めた事項

財政方式	: 開放基金方式(現行どおり)
基礎率	: 現行どおり
資産評価	: 時価方式(現行どおり)
資産配分方法	: 「数理債務 - 未償却過去勤務債務」比
特例調整金	: 資産計上しない
過去勤務債務の償却方法	: 元利均等償却(現行どおり)
過去勤務債務の償却期間	: 残余償却期間
財政計算結果の適用日	: 平成 1 5 年 4 月 1 日
	(遡及適用、即ち適用遅れの評価は考慮しない)

問題3．厚生年金基金の解散・移行認可基準には「解散理由」が5つ掲げられている。5つ全ての理由について簡記せよ。

なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(10点)

問題4．ある厚生年金基金は代行返上を予定している。今まで、この厚生年金基金は年金財政の健全化の観点から毎年度予算編成時に特例掛金を設定して積極的に年金資産の積増しを行ってきた。この特例掛金の水準については、母体の経営状況や退職給付会計を勘案したものとなっている。

この厚生年金基金の常務理事は指定年金数理人に、「代行返上後も積極的に年金財政の健全化に努めていきたい。しかし、毎年度拠出できる掛金額は母体の経営状況や退職給付会計を念頭に入れて設定したいが、どのように移行後の年金制度を運営していったら良いかアドバイスして欲しい。」と依頼をしてきた。この年金数理人はどのようなアドバイスをすれば良いか理由・問題点を整理した上で記述せよ。

なお、解答は指定の解答用紙1枚以内に記入のこと。(15点)

問題5．次の各問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙2枚以内に記入のこと。(25点)

- (1) 確定給付企業年金の年金財政運営上の予定利率と、退職給付会計上の割引率の設定について現在の基準をそれぞれ簡記せよ。
- (2) 昨今の運用環境の中、年金財政上の予定利率を引き下げる企業年金制度が多くなってきているが、退職給付会計上の割引率と比較を行いつつ、予定利率の適正な水準がどうあるべきかについて所見(考え及びその根拠)を述べよ。

## 年金法令・制度運営（解答例）

問題 1 .

- ( 1 ) 5      最低積立基準額      最低積立基準額      基礎率      総給付現価
- ( 2 ) 2 0      8 5
- ( 3 ) 1 5      1 0
- ( 4 ) 老齡      脱退一時金      障害      遺族
- ( 5 ) C      D
- ( 6 ) 高年齡      既得権      人員構成      短期勤続者      合理化
- ( 7 ) 3      元本
- ( 8 ) 賃金      物価
- ( 9 ) 2
- ( 10 ) 総合設立（総合型）      年金資産      退職給付費用      注記      退職給付制度
- ( 11 ) 平均残存勤務期間      継続性      勤務費用      重要性
- ( 12 ) 雑所得      加入者拠出      公的年金等      退職所得      2
- ( 13 ) 実務基準

## 問題 2 .

加算部分について

給付現価 5,240,000 (千円)

給与現価 95,000,000 (千円)

標準掛金率 (数理上)

$$= (440,000 + 730,000) / (35,000,000 + 60,000,000)$$

$$= 12.32 (\text{‰})$$

従って、

標準掛金率 (規約上) 12 (‰)

標準掛金収入現価 1,140,000 (千円)

数理債務 4,100,000 (千円)

基金全体の数理上資産額 = 11,495,000

加算部分の数理上資産額 =  $11,495,000 \times (4,005,000 - 1,590,000)$ 

$$/ (14,285,000 - 1,590,000)$$

$$= 2,186,721 (\text{千円})$$

特例調整金 = 0

未償却過去勤務債務残高 1,913,279 (千円)

15年償却給与現価 =  $1,590,000 / 30 (\text{‰}) = 53,000,000$ 特別掛金率 (数理上) =  $1,913,279 / 53,000,000$ 

$$= 36.10 (\text{‰})$$

特別掛金率 (規約上) 36 (‰)

問題 3 .

「厚生年金基金解散・移行認可基準」に記載されている任意解散のための5つの理由について、以下のような記述をしていること。

設立事業所の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化していること。(連合設立および総合設立の基金にあっては、当該設立事業所の大半の事業所において経営状況が著しく悪化していること。)

加入員数の減少、年齢構成の高齢化等により、今後、掛金が著しく上昇する見込みであり、かつ、当該掛金を負担していくことが困難であると見込まれること。

加入員数が、厚生年金基金設立認可基準に比して著しく減少し、基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。

DC移行。

その他、基金設立後の事情変更等により、基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれること。

問題4 .

大前提として、厚生年金基金とは異なり確定給付企業年金では、当年度の不足金見込額を限度として設定する特例掛金を採用できないことについて記述していること。そのうえで、以下のようなアドバイスの内容を示すこと。

アドバイス例：

弾力償却の採用

<理由>

- ・ 毎事業年度、上下限の範囲内で特別掛金額を設定できる。

<問題点>

- ・ 設定範囲が限定されるため、企業の許容範囲幅と整合性が取れるかが問題。

次回再計算までに発生する不足金見込額を償却する特例掛金の採用

<理由>

- ・ 特例掛金の基礎となる不足金見込額を企業が主体的に設定できる。

<問題点>

- ・ 次回再計算まで掛金が固定的になることが問題。

問題5.(1)

年金財政：積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回ってはならない。

予定利率は、財政計算ごとに定める事を原則とするが、設定根拠となる保有資産の期待収益率やリスクに大幅な変化がない場合は、継続して用いる事ができる。

会計基準：退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない。

なお、前期末に用いた割引率による退職給付債務と比較して、期末に算定した割引率によるものが10%以上変動することはないと推定される場合には、重要性基準に従い割引率の見直しを行わないことができることになっている。

問題5.(2)

予定利率の適正な基準について、以下の3つのうち、いずれかの立場から所見を述べていること。

- ・ 長期的な観点と短期的な観点から予定利率 > 割引率とする考え方。年金財政運営では多少のリスクを取った上で効率的な運用をすることが可能であり、そのリスクの分だけ予定利率が割引率を上回るのは整合的。ただし、運用リスクについては基金において十分検討の上設定する必要があることに留意。
- ・ 再計算ごとに適正な予定利率水準として見直すことを前提に予定利率 = 割引率とする考え方。この場合には、積立比率を改善がされた時には会計上前払費用が計上される可能性もあり、母体企業の資金効率性の問題が発生する可能性があることに留意。
- ・ 財政方式も違うことから、そもそもの基準が違うという認識のもと、それぞれ独立（無関係）に設定するとの考え方（予定利率 割引率）。